平成２２年（フ）第３０３号
福井市城東４丁目５番25号
債務者　白野知惠子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７０５９号
大阪府東大阪市高井田西５丁目１番19号　ピアー依奈402号
債務者　高田　　一
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増本　充香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０８９号
大阪市住吉区南住吉２丁目９番19―603号
債務者　永峰　和也
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　裕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４６号
岩手県遠野市宮守町下宮守26地割197番地１
債務者　菊池めぐみ
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第２２３号
群馬県太田市新田上田中町677番地11
債務者　金子建具店こと　金子　孝雄
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２２４号
群馬県太田市新田上田中町677番地11
債務者　金子しづえ
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２３４号
群馬県邑楽郡板倉町大字岩田1820番地　ハイツフィフティストーム板倉Ａ―206
債務者　竹本　　勝
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１３０号
滋賀県彦根市地蔵町94番地１
破産者　株式会社ピープル・ギャザー
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３３号
秋田県にかほ市金浦字赤石54番地
破産者　有限会社斎藤印刷
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第８７３７号
埼玉県さいたま市西区三橋５―1071―７
破産者　原島　眞純
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８号
北海道苫小牧市山手町１丁目１番７号
破産者　日胆測量株式会社
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５２０号
埼玉県狭山市笹井３丁目20番16号
破産者　株式会社アートホーム黒澤
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２０５７８号
東京都港区六本木４丁目９番９号
破産者　有限会社ＴＨＩＮＫ’Ｓ
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０５７９号
東京都千代田区九段南４丁目１―10―1102、住民票上の住所東京都港区六本木４丁目９―９　３Ｆプログレスショップ
破産者　飯村　紀博
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５５号
東京都港区六本木４丁目９番９号
破産者　有限会社プログレスショップ
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５６号
東京都港区六本木４丁目９番９号
破産者　有限会社ｌｕｃｅ
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８２８号
東京都練馬区錦２丁目20―15―202
破産者　福岡　謙二
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４号
岐阜県土岐市駄知町1255番地の12
破産者　塚本　晋作
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１１５号
岐阜県美濃加茂市加茂川町１丁目１番１号
破産者　ＯＳＣＡＲ　ＴＥＮＣＥ有限会社
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７９４号
名古屋市港区木場町２番地の56　スペリアシティ名南アネックスⅠ―1406
破産者　有限会社ウス井コーポレーション
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部